

第20回 相楽「少年の主張」大会

日時 平成25年2月9日(土) 午後1時30分～
 場所 笠置町産業振興会館 2階ホール
 発表者 木津川市・相楽郡内に在住する小中学生の代表者

管内3町村からも、それぞれ2名ずつの小中学生が出場します。
 子どもたちが、日常の中で感じていること、考えていることなどを、堂々と発表します。ぜひ、会場へ足をお運びください。なお、入場は無料です。



1月26日は文化財防火デーです。



空気が乾燥し、火災がおこりやすい季節です。
 まちの大切な文化財を守るため、火の取り扱いには十分気をつけていただきますようお願いします。



今日の 新着図書

※3町村のどなたでも借りられます。
 最寄りの図書室でリクエストの
 申し込みをしてください。

1 January
1月



		タイトル	著者名
笠置	一般書	夢を見る力	立木 早絵
		がけつづち上等!	早草 紀子
		カラマソフの妹	高野 史緒
	児童書	へんしんおんせん	あきやま ただし
		願いのかなうまがり角	岡田 淳
和束	一般書	ポリッセーナの冒険	ピアンカ・ピッツォルノ
		水のかたち	宮本 輝
		禁断の魔術 ガリレオ8	東野 圭吾
	児童書	終電ごはん	高谷 亜由・梅津 有希子
		ぼくらと七人の盗賊たち	宗田 理
		おさるのジョージきょうりゅうはっけん	マーガット・レイ、ハンス・アウグスト・レイ
南山城村	一般書	恋する和パティシエール	工藤 純子
		素数の歌が聞こえる	加藤 和也
		東京プリズン	赤坂 真理
	児童書	50℃洗い	平山 一政
		さんねん峠	李 錦玉
		さかなクンの水族館ガイド	さかなクン
		ジョン万次郎 海を渡ったサムライ魂	マーキー・フロイス

◆3町村図書室より

あけましておめでとうございます。今年も3町村の図書室を、お気軽にご利用ください。
 また、図書室事業に、ご協力をお願いします。

●和束町図書室より

★「お話を絵にしよう」募集要項

- 応募方法 ◇画用紙（どんな大きさでもいいです）を使うこと。
 ◇クレヨン画・水彩画・版（はん）画・はり絵など表現は自由です。
 ◇絵のうらに名前、住所、性別、学校（保育園）名、
 学年（園児は年齢）、読んだ本の題名を書いてください。
 ◇対象 和束町に住む幼児・小学生
 ◇提出先 和束町体験交流センター内
 相楽東部広域連合教育委員会（Tel 78-4335）、または図書室（Tel 78-4013）
 ◇締め切り 平成25年1月30日(水)まで



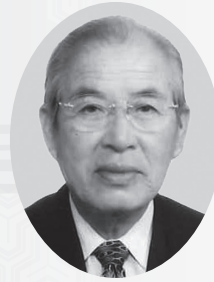
作品展示 平成25年2月7日(木) から 3月3日(日)まで
 和束町体験交流センター1階ホールに展示しますので、ごらんください。

その他 参加者には、参加賞をお渡しします。作品は、後日お返しします。

木津川を美しくする会河川美化功労者表彰

12月12日(水)、山城南保健所で木津川を美しくする会主催の「第40回ふるさとの水と緑を守るつどい」が開かれました。長年にわたり木津川を美しくする会活動及び河川美化活動、各町の支部長を務められた功績をたたえて河川美化功労者として次の2人が表彰され、感謝状が贈呈されました。

おめでとうございます。



笠置町
森本 喜代美さん



和束町
岡田 徳治さん

放送大学 4月生募集のお知らせ

- 放送大学では平成25年度第1学期(4月入学)の学生を募集中です。
- 放送大学はテレビ等の放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学です。
- 心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。
- 働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。
- 15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。
- 18歳以上の大学入学資格をお持ちの方なら、入学試験はなく、全科履修生として入学でき、4年以上在学して、124単位を修得し卒業すると、学士(教養)の学位を取得できます。
- 一つの分野を体系的に学びたい方には「放送大学エキスパート」を実施しています。
- 出願期間は2月28日まで。
- 資料を無料で差し上げています。
- お気軽に放送大学奈良学習センター(☎0742-20-7870)までご請求下さい。
- 放送大学ホームページでも受け付けております。

京都司法書士会無料法律相談

- 不動産相続、会社設立、自己破産、多重債務など
- 日 時/2月24日(日) 午後1時~午後4時
- 場 所/山城総合文化センター(アスピアやましろ)
- 主 催/京都司法書士会
- 問合せ/0774-76-4600(担当:竹松)

防災とボランティアの日

関東大震災が起きた9月1日は「防災の日」となっており、毎年全国各地で防災訓練などが行われています。では、平成7年に阪神・淡路大震災が起きた1月17日は何の日かご存知でしょうか。阪神・淡路大震災でボランティアの活動が注目されたことがきっかけとなり、平成7年に毎年1月17日を「防災とボランティアの日」とすることに定められました。「災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ること」が目的とされています。

その活動は、被災地での災害救援、避難生活の支援、家屋の泥かきなどの復旧支援、被災地や被災者の活力を取り戻すための生活再建支援、町おこし・村おこし等の復興支援、災害被害を軽減するための事前の備えの普及啓発など多岐にわたり、被災直後から復旧・復興に至るさまざまな局面において大きな役割を果たしています。

相楽中部消防組合消防本部 電話番号0774-72-2119 <http://www.sourakuchubu119-kyoto.jp>



所得税・住民税の申告準備はお早めに

所得税の確定申告と住民税申告の時期をまもなく迎えます。申告は1年間の所得の総決算で、公平な課税や証明の資料になる大切なものです。期限内に申告を済ませるため、早めに準備しましょう。

○確定申告

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

所得税は、自分の所得状況等を最もよく知っている皆さん自身が、自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。「申告納税制度」では、申告しなければならない人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告すると、「加算税」や「延滞税」が課される場合があります。また、還付申告の方は、1月から申告書を提出することができます。

○申告に際しての注意事項等（お願い）

①申告書、印鑑、給与や年金所得の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書・生命保険料や地震保険料控除証明書など控除に必要な書類、または還付を受けるために確定申告をされる方は本人名義の金融機関の口座番号が確認できるもの等、必要な書類を整理の上、ご持参ください。

②事業所得（農業・営業等）や不動産所得のある方は、收支内訳書を作成の上、ご持参ください。また、医療費控除を受けられる方は、領収書を医療を受けた人・医療機関別に整理して計算の上、ご持参ください。会場は混雑しますので、未整理のままお越しになられますと他の方の待ち時間が大変長くなりますのでご協力をお願いします。

③確定申告書の用紙は、税務署より前年の申告内容に基づいて申告が必要と思われる方にあらかじめ送付されますが、用紙はすべての方に送付されるわけではありません。送付されていない方であっても申告が必要と思われる方は、申告をお願いします。申告書の用紙は、役場もしくは申告会場にも用意しています。

確定申告書の用紙に代わって「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」が送付された方は、「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」をご持参ください。

④譲渡所得（土地等の売却）については宇治税務署の申告会場（2月1日（金）～3月15日（金） 土、日、祝日を除く 開設時間9：00～17：00）での申告をお願いします。

⑤公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、上記に該当される方であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要でない場合であっても、町村府民（住民）税の申告が必要です。

⑥平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告の方のうち前々々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、**平成26年1月から同様に必要となります。**

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

⑦国税庁ホームページには、確定申告書を作成できるコーナーがあります。プリントアウトしたものを、そのまま郵送で税務署に提出することができますのでご利用ください。また、国税に関する主な手続きについての申請・届出の用紙等も同様に国税庁ホームページからプリントアウトできますので、是非ご利用ください。

☆国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

⑧所得税の確定申告書を提出された方は、住民税申告書の提出は必要ありません。

⑨申告は、住民税や国民健康保険税・介護保険料を計算するための基礎資料となるほか、医療制度や児童手当など各種制度との関連があります。よって、これらの制度上、所得が無い方や年金受給者の方で非課税の年金である障害・遺族・福祉年金のみを受給されている方等でも、住民税申告が必要になることがあります。申告をしていただかないと所得が不明となり、判定ができないため、対象となられる場合に不利益となり、各種制度の事務処理に支障をきたす事になることがありますのでご理解をお願いします。

○事業主の皆さんへ

◇給与支払報告書

給与を支払っている人（支払者）は受けている人（受給者）に、前年中に支払った給与の金額、扶養親族の数、社会保険料などの必要事項を記入した「給与支払報告書」を受給者の1月1日現在の住所地の市町村税務担当課へ、1月31日までに必ず提出してください。

◇償却資産申告書

商店や農業などを営んでいる人で、事業に必要な機械、器具、備品などの事業用資産などがある場合は、毎年1月1日現在の資産所有状況（資産の種類、取得価格、取得時期耐用年数など）を市町村税務担当課へ1月31日までに申告してください。

お問い合わせ

宇治税務署
和束町役場税住民課
南山城村役場税財政課
笠置町役場総務財政課

（電話0774-44-4141）
（電話0774-78-3001）
（電話0743-93-0103）
（電話0743-95-2301）

『障害者虐待防止法』が施行されました

10月1日に『障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）』が施行されました。虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助け、安心して暮らせる社会にしましょう。



●対象となる障害者とは

この法律では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。

●3種類の障害者虐待

★養護者による障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。

★障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。

★使用者による障害者虐待

障害者を雇っている事業主などによる虐待のことです。

●こんなことが虐待になります

- ①身体的虐待 体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり正当な理由なく身動きが取れない状態にすること
- ②性的虐待 わいせつなことをしたりさせたりすること
- ③心理的虐待 侮辱したり拒絶するような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること
- ④放棄・放任（ネグレクト） 食事や入浴、排せつなどの世話や介助をせず、心身を衰弱させること
- ⑤経済的虐待 本人の財産や年金を同意なしに使ったり金銭を与えないこと

●障害者への支援と養護者への支援

障害者の命などにかかわる緊急事態には、安全確保のために障害者を施設などに保護し、虐待した家族など養護者から一時的に引き離します。

保護する必要がない場合でも地域で自立した生活ができるように適切な障害福祉サービスの利用を促進する支援がおこなわれます。障害者虐待では養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。

介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが虐待防止につながります。

●虐待の通報・届出

虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障害者本人からの届出は町村の「障害者虐待防止センター」が中心となって対応します。それぞれの町村及び障害者虐待防止センターの職員には守秘義務が課せられていますので、通報や届出をした人の情報は守られます。虐待をなくすため皆様のご協力をお願いします。

【問合せ】 ■障害者虐待防止センター（障害者相談支援センターいづみ）

TEL 0774-66-3521 FAX 0774-66-3531

※社会福祉法人いづみ福祉会に事業委託しています。

- 和束町福祉課 TEL 0774-78-3001 FAX 0774-78-2799
- 笠置町福祉 TEL 0743-95-2301 FAX 0743-95-3021
- 南山城村保健福祉課 TEL 0743-93-0104 FAX 0743-93-0444

障がい者雇用の理解のために「障がい者が働く場の見学会」

1 目的

山城南圏域障害者自立支援協議会の就労支援部会において、障がい者雇用の理解を深めるための見学会を開催します。

障害者を多数雇用している特例子会社を見学していただき、障害者雇用の実際について見学・説明を行います。

※特例子会社とは？ 親会社が身体障害者等の配慮した工場等を子会社として設立し、障害者雇用のために特別の配慮をしていると公共職業安定所長から認定を受けた場合に、この子会社を特例子会社という。

2 主催 山城南圏域障害者自立支援協議会 就労支援部会

3 日時 平成25年1月24日(休) 午後12時00分～午後16時30分 予定

4 見学先 株式会社 JR 西日本あいウィル (兵庫県尼崎市)

※株式会社 JR 西日本あいウィルは

株式会社 JR 西日本を親会社にもつ、特例子会社です。

5 行程 《バスで行きます》

12:00 木津駅 東側ロータリー集合

↓
13:30 株式会社 JR 西日本あいウィル 見学

↓
15:00 見学終了・移動

↓
16:30 木津駅 到着・解散予定

※交通事情等により予定が変更になる場合がありますのでご了承下さい。

6 参加対象者 地域住民、福祉、教育関係の関係者 など 50名程度(先着順)

7 参加費 無料

8 申し込み方法

しょうがい者就業・生活支援センター「あん」まで電話・FAX またはメールにて名前、所属、連絡先を御連絡下さい。(締切日 1月18日(金))

締切日を設けていますが、先着順にしています。定員になり次第申し込みを締め切ります。

9 問い合わせ先

社会福祉法人 京都ライフサポート協会 しょうがい者就業・生活支援センター「あん」

TEL 0774-86-5056 FAX 0774-86-5105

E-MAIL job-an@life.or.jp

認知症介護相談会と交流会

「最近、忘れることが多くなっているけど、これって認知症？」

「同じことばかり聞くけどどうしたらいいの？」

「デイサービスに行きたがらないけど、どうしたらいいの？」

「介護でストレスがたまってしまって、つい怒ってしまう…」 など

普段の介護の中で困っていることはありませんか？一人で抱え込んでいませんか？「認知症の人と家族の会」より、実際に認知症の家族を介護した経験のある相談員を招き、相談会と交流会を開催します。

この機会に、ご自分の思いを話して、リフレッシュしませんか。

日時：平成25年1月22日(火) 13:00～16:00

場所：社会福祉センター相談室・老人室

内容：13:00～ 相談会

14:00～ 交流会

対象：在宅で家族の介護をしている方

申込先：和東町地域包括支援センター (TEL 78-3001 内線251)

1月15日(火)までにお申込ください。

※相談会、交流会はどちらかのみでの参加でも構いません。

就職相談会(しょうがいのある方の相談会)

社会福祉法人京都ライフサポート協会
しょうがい者就業・生活支援センター「あん」

地域で暮らしておられるしょうがい者の方の自立した生活を支援するために、就職に関すること(ハローワークへの同行、登録手続き、就職先の相談)福祉サービス事業所の紹介など、働くことについてのさまざまな情報を提供したり、相談を受けたり致します。ぜひ一度来てください。今後、この相談会が自立の一步となるような場所に、皆様で育ててもらえれば幸いです。相談会は毎月2回開いていきます。詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

- ◆費用/無料
- ◆日時/2013年1月8日(火)・2013年1月22日(火)
- ◆住所/木津川市山城町上粕前畑12-4(JR上粕駅徒歩10分)(工房グリーンフィールドの隣です)
- ◆時間/午前10時~午後3時(スタッフ常駐)★上記時間以外でも下記へご連絡していただければOKです。
- 連絡先/しょうがい者就業・生活支援センター「あん」多田、岡本、佐々木
TEL 0774-86-5056/080-1428-3420

犬のしつけ方教室

愛犬にも教育を、すなわち、犬のしつけ教室で必要最低のマナーからはじめてみてはいかがでしょうか…必要なことは飼い主の熱意と愛情です。ご希望の人は電話にてお申し込みください。

■飼い主のみの講習会

場所/山城南保健所講堂
日時/1月29日(火)
午後1時30分~午後3時30分
内容/犬の習性及びしつけ方
健康管理についての講習
定員/20人

■犬と同伴の実技講習

場所/木津総合庁舎テニスコート
日時/2月5日(火) 2月12日(火)
2月19日(火) 2月26日(火)(予備)
午後1時30分~午後2時30分
内容/犬の服従心を養うための実技講習
ツケ、スワレ、フセ、マテ、コイのしつけ
定員/10人

◆応募資格/山城南保健所管内にお住まいの人で2歳未満の犬の飼い主

◆申込み/1月15日(火)から電話にて受付(先着順)
午前9時から
山城南保健所環境衛生室 TEL 72-4302



相楽地域農村男女共同参画ビジョン推進セミナー開催のお知らせ

~「農」・「食」を語り伝えることが地域の力となり元気をつくる~

農業経営の発展には、地域の子供達に自然とともに生きる喜びや食の大切さを伝え、子どもが自立して生きる力を育むことを応援することが大切です。地域を元気にするヒントを一緒に考えませんか……。

日時:平成25年1月17日(木) 13:30~16:00

場所:木津川市中央交流会館 いずみホール

参加料:無料

【プログラム】

- 1 講演 「次世代教育火育(ひいく)への取り組み」
大阪ガス(株) エネルギー・文化研究所研究員 山下満智子氏
- 2 事例発表と交流
「農」・「食」を伝える活動について3地域から事例報告。
地域で取り組まれている魅力的なお話がいっぱいです……。
調理を習慣化することで、人間の脳「前頭前野」が鍛えられることを世界で初めて科学的に実証。
貴重なデータから相楽地域においてこれから取り組む食育活動にアドバイスいただきます。

主催:相楽地域農村男女共同参画ビジョン推進会議

(事務局:京都府山城南農業改良普及センター 参加申込み・問い合わせ:0774-72-0237)



おやじ達が今中学校で地域の農業を伝えていきます!
(by和束町)

地元産野菜の良さを伝える活動に取り組んでいます!
(by木津川市)

郷土の味を掘り起し、伝える活動を進めています!
(by笠置町)

編集手記

21世紀も干支で言えば一回りしたことになるなあ！偶然にも2012年の「今年の漢字」は2000年にも選ばれた『金』。共通するのは、その年にオリンピックが開催されたことで「金メダル」などが連想され、経済、北朝鮮問題、スカイツリー開業、京都大学山中教授のノーベル賞などが掛け合って選定されたらしい。編集しながら1年を振り返りつつも、年頭のあいさつには、新政権への期待や、まちづくりへの夢や抱負が、2町1村がこのれんけいを発刊を始めたのは8年前、その頃はソーシャルネットワークサービスが行政広報として使用されることなど、夢にも思わなかったが、16日の都知事選で当選した猪瀬都知事の就任のあいさつを聞いていると、『情報公開』という言葉はもう古いです。ツイッターとかフェイスブックとかそういうところから、常に直接都民に情報を出していく、『そういう攻めの広報』

ちゃんと都民に情報を周知させていく。新聞に挟まった都庁の広報、あれ紙ですが、この都庁の職員の中でも20代の人たちは2人に1人は新聞とってないんです。したがって、その広報の紙は届いていない。ですから、きちんと新しいSNSの時代に対応できるような、そういう説明を果たしていく、一人ひとりが都民に語りかける。そうすると語りかけるということとは、「どういう表現がいいのかな。どうしたら理解してもらえるのかな」と自問するようになります。『抜粋』

謹賀新年



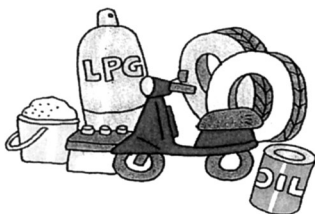
相楽東部クリーンセンターからのお知らせ

一人ひとりの、ちょっとした工夫でごみは減らせます。台所の生ごみをはじめ、紙くず、ジュース、ビールの空き缶、こわれてしまった日用品……と家庭から出るごみはいろいろ、ゴミの出ない日はないくらいです。みなさん、ごみをキッチリと分別して出してもらっていますか。クリーンセンターからごみを出すときのお願いをします。

回収しないごみ

- 農機具 ●バイク ●バッテリー ●タイヤ ●建築廃材など
●家電製品(テレビ・冷蔵庫(冷凍)・洗濯機・エアコン)

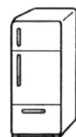
●農機具やバイク・プロパンガスのボンベなどは回収できません。販売店に引き取ってもらいましょう。



●乾電池は回収ボックスへ。回収ボックスを設置しています。設置場所については役場へお問い合わせ下さい。



●テレビ



●冷蔵庫



●洗濯機



●エアコン

家電製品(テレビ・冷蔵庫(冷凍)・洗濯機・エアコン) 買替えが伴うものは、販売店に引取を依頼してください。購入した店がわからない場合は、郵便局でリサイクル料金を振込み、役場に搬入してください。その際、運搬料金をいただきます。

お問合せ先 相楽東部クリーンセンター TEL0774-78-4153 FAX0774-78-4155

笠置町

人口 1,641人 (+1)
世帯数 691世帯(±0)
〒619-1393
京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1
TEL 0743-95-2301
FAX 0743-95-2961
http://www.town.kasagi.lg.jp/

和東町

人口 4,605人 (+7)
世帯数 1,764世帯(+1)
〒619-1295
京都府相楽郡和東町大字金塚小字生水14-2
TEL 0774-78-3001
FAX 0774-78-2799
http://www.town.wazuka.lg.jp/

南山城村

人口 3,160人 (-10)
世帯数 1,256世帯(+1)
〒619-1411
京都府相楽郡南山城村大字大河原小字久保14-1
TEL 0743-93-0101
FAX 0743-93-3030
http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/

人口・世帯数(平成24年12月1日現在)